

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月30日（木）午後2時10分から午前2時50分

2. 開催場所 八代市役所仮設庁舎 東棟2階21号会議室

3. 出席委員（18人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	中野敏憲
	3番	松本秀昭
	4番	萩本一浩
	5番	平野英明
	6番	光永信一
	7番	高野康喜
	8番	門田静子
	9番	中村道一
	10番	田口一廣
	11番	中村和人
	13番	杉本秀雄
職務代理者	14番	本田友治
	15番	吉永安圭美
	16番	萩本厚生
職務代理者	17番	内田孝光
	18番	深田 智
	19番	寺田 浩

4. 欠席委員（0人）

5. 出席推進委員（27人）

釜賀義孝
本田あゆ子
福島正一
齊藤光幸
中西千代志
渡邊康之
西田政彦
石岡孝士
吉田寛実
中西芳裕
石田雄一
鶴山正行
吉田友彦
橋本一郎
瀬本浩和
林田孝介

山口辰也
増田武夫
上原 誠
宮崎 潔
田崎千明
松田英次
島田弘美
村上寿啓
長井三規
黒田浩一郎
松田林一

6. 議事日程

- 第1 議案第58号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請
について
- 第2 議案第59号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議案第60号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転の許可申請
について
- 第4 議案第61号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定
の許可申請について
- 第5 議案第62号 農地中間管理機構等による農用地の買入の協議について
- 第6 議案第63号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて

7. 農業委員会事務局職員

局長 志水浩二
次長兼係長 山本康博
参事 橋本周斉
参事 泉 正裕
主事 桑野 直
主事 平川祥子

8. 会議の概要

事務局長

ただ今から1月の総会を開会したいと思います。
本日の出席委員は、農業委員のほうは全員が出席しておりますので、総会は成立しております。
それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくをお願いします。

議長

皆さん、こんにちは。今年に入り、非常に暖かい日が続いております。非常に農作物も減収化して、大変、なかなか皆さんも苦勞されておられるかと思えます。
今年の農業新聞の新年号に、八代の石田推進委員の写真と記事が載っていました。うちの職員が出向いて行って、写真とかレポートをまとめてきています。非常に立派に、書いてあります。特に、農業新聞、私たちの県の会員ごとに新聞を取って下さい、という要望がございます。農業委員は100パーセント取っておられますが、推進委

員の方で四、五人かな、取っていない方がおられますので、どうか御協力お願い致します。

先程、事務局長が言われていたように、マイナンバーカードを、この総会の後に作ります。このマイナンバー写真付きのカードは、将来的には保険証の代わりになるような予定で、今、国が進めておられますので、どっちみち先は皆さん、作らないとまらない状態になりますので、今日、市の職員が出張サービスで写真も撮って、無料で来てくれます。申請してくれますので、どうか、この機会に是非、皆さん作っていただきたいと思います。

それでは、ただ今より、1月の農業委員会総会を始めます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。4番 萩本一浩委員、5番 平野英明委員をお願い致します。

それでは、議事に入ります。議案書のとおり進行しますので、よろしくお願い致します。

議案第58号農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第58号農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書1、2ページの通り、付議致します。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が8件、贈与が4件ありました。地目は、田1万8,282.3平方メートル、畑6,189.93平方メートル、計2万4,472.23平方メートルです。内容につきましては、議案書記載どおりです。これらは農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。御審議方よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、郡築、お願いします。

推進委員

郡築の釜賀です。1番について説明をさせていただきます。

26日の日に、調査に行ってきた訳ですけども、譲受人の〇〇〇〇さんは、会社勤めでした。お父さんが農業をされていて、この申請地を十数年管理されてきた、ということでございます。〇〇さんよりも、お父さんの方が高齢ということでございますので、息子さんの名義で譲り受けたい、ということでした。以上です。

議長

2番、松高、お願いします。

16番

2番について説明を致します。推進委員さんの宮本さんが、この総会は欠席しますので、代わりに説明をお願いします。と言われましたので、代わって説明をいたします。

2番についての案件ですけども、宮本さんと一緒に、27日でしたか、現場を確認しております。田中町の区画整理、もう随分前になりますね、あれと同じ時期に、この高小原ですけども、区画整理してある、その中で、同じ区画の中に、〇〇さんと〇〇さんの、同じ面積があるわけですが、それで、便宜上交換しようということで、交換をしてあります。金銭の授受が伴わないものですから、贈与という名前で、案件に挙げてありますが、実質は交換です。それで、後で、5条に関連が出てきますので、また説明を致します。よろしくお願い致します。

また、全ての案件について、農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、一般基準についても許可は可能であると考えます。
それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、高田、お願いします。

推進委員

高田担当の中西です。1番について説明いたします。

1月28日に、高野委員さんと申請地の確認を行いました。場所は、豊原中町△△△番で、高田小学校から〇〇へ△△△メートルほどの所で、数十年前から個人住宅として使用されていましたが、未だに、地目が農地であることが判明したために、今回の申請となったとのことで、別に問題ないと思われます。御審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

2番、3番、4番、二見、お願いします。

推進委員

2番から4番について、続けて説明を致します。

2番の案件は、果樹園があって、そのミカンなどを収穫して運び出すために、駐車場を作られておりました。ところが、今、ちょうど3条の所で登記をする際に、ここも畑であったということ、初めて息子さんが知られまして、それで、登記がそのまま畑のままになっていた、ということでした。それで、今度、自分に登記をする際に、ここも現状に合わせた地目にしておきたい、ということで、今度の申請になりました。自宅から〇〇の方に、大体△△△メートルぐらい、田浦側に〇〇という所がありますけれども、そちらの方に行ったところに、場所はあります。

確かに、植林もされておりました。その関係で、無断転用になっていた訳で、今度、始末書もつけて申請をされておりました。他の所に影響もなく、何ら問題はないと思えます。審議のほう、よろしくお願い致します。

議 長

この案件につきまして、皆さんから何か質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。ただし、3番の二見の案件については、県の諮問会議に許可相当として進達します。

議案第60号農地法第5条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第60号農地法第5条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書4ページから5ページのとおり、付議致します。

今月の申請は8件で、その内容は議案書記載のとおりです。

それでは、最初に、農地転用許可の立地基準について、説明致します。

4ページをお願いします。1番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10

ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地については検討済みであり、許可は可能と考えます。

次に、2番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と考えます。

なお、土地選定の代替地については、検討済みです。

次に、3番から、5ページの7番の案件は、備考欄記載のとおり、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

最後に、8番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、既存の施設の拡張のため、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と考えます。

なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されています。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件で、許可は可能と考えます。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから、説明をお願いします。

1番、郡築、お願いします。

推進委員

郡築の釜賀です。1番について説明を致します。

21日の日に、行政書士さんの方が来られまして、現状を説明された訳なんですけど、その日の内に、現場もちよっと見に行っただけなんですけど、2メートルぐらいの草が一面広がっている状態でした。一つ気になったのが、行政書士さんのほうは一言、〇〇〇の〇〇〇さん、〇〇さんと話し合いをしました、ということで、〇〇さんと同意をするという様な、ちょっと引っかけかのような物を言っていましたけども、凶面のほうも持参されておりますので、地元委員としては大丈夫かなと、思っております。

議長

2番、郡築、お願いします。

推進委員

2番について説明します。郡築担当の福島です。

現地は、この前に、うちの農業委員さんと推進委員さん2人、私も合わせて3名で確認に行きました。場所は、郡築九番町の給食センターから、〇〇に△△△メートルぐらい行った所にあります。売り手の〇〇さんの住宅が右にあって、今度の〇〇さんの買われる住宅は真ん中にあって、その右側にも宅地になって、また、道の手前には、まだ住宅が建っていますので、ここに住宅を建築しても周辺の農業には影響を与えないと思われ、可能と考えられます。

それでは、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

3番、松高、お願いします。

16番

宮本さんの代わりに説明をいたします。

3番と4番は、同一案件です。そういうことでまとめて説明をしますが、現地は、用途地域内で、同じ区画内の土地です。周りは、もう全部家が建て込んでおりまして、そういうことで、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの土地も、一部はあると思いますが、まとめて、〇〇さんが宅地分譲するために、8区画は予定しております。家がそうですので、学校も近いし、利便性もありますので、すぐ売れてしまうかな、と思ってお

ります。そういうことで、よろしく審議をお願いします。

議 長

5番、八千把、お願いします。

推進委員

八千把担当の中面です。番号5番と6番について、説明します。
5番と6番は、同一区画内の農地なので、一緒に説明します。
5番、6番は、区画整理区域内の、現況荒れ地状態の農地で、この農地を2つに分筆して、それぞれに個人住宅を建築したい、といった申請になります。問題がないと思います。審議をお願いします。

議 長

7番、太田郷、お願いします。

推進委員

太田郷担当の渡邊です。7番について御説明いたします。
1月26日、田口委員と共に、申請地の確認に行っていました。場所は、上日置町、太田郷小学校〇〇△△キロメートルの地点にあります。譲受人の方が、申請地周辺、買い受けて、住宅分譲地を販売したい、とのことでした。申請地周辺は、住宅地であり、何ら問題はないと思います。御審議の方よろしくお願ひいたします。

議 長

8番、金剛、お願いします。

推進委員

金剛の鶴山です。8番について御説明します。
1月27日に、内田委員と、申請地の現地に行きました。八代市立金剛みどり保育園の〇〇△△メートルに位置し、隣接の地には、倉庫を建設しています。
今回、申請地は、昭和43年度に住宅を建てた時の転用の申請洩れだろうと思われ
ます。無断転用の始末書を出して、今回の申請となりました。東側と西側は、今、倉庫が建っている宅地で、東と南が隣接する農地は、譲渡人の所有であり、問題ないと考えます。ちなみに、申請面積は23平方メートルです。
以上です。審議よろしくお願ひします。

議 長

この案件につきまして、皆さんから何か質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。
それでは、議案第61号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第61号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を、議案書6ページから10ページのとおり付議いたします。
今月の利用権設定は全て賃借権で、合計41件、面積は15万6,310平方メートルです。
また、所有権移転は3件、面積は1万2,076平方メートルです。
これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項

の各要件に該当する、と判断されます。

なお、この基盤法により農地中間管理機構へ譲渡した場合などには、通常800万円、また、買い入れ協議により、農地中間管理機構等に譲渡した場合には、最高1,500万円まで税金の特別控除を受けられる、など優遇措置がとれますので、農地としての売買の相談があった場合には、事務局にお尋ねいただきますよう、お願い致します。

来月2月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、2月13日木曜日、14日金曜日を予定しています。

現時点で関係する地区は、郡築八番町、水島町、北原町、鏡町鏡、鏡町北新地の予定です。

地区の担当委員さんへは、農業公社との調整ができ次第、日程を連絡しますので、よろしく願います。以上です。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 　　質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議案第62号農地中間管理機構等による農用地の買入の協議について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　議案第62号農地中間管理機構等による農用地の買入の協議について、農業経営基盤強化法第16条第1項の規定による、農地中間管理機構等への買い入れ協議の要請を、議案書11ページのとおり付議致します。

今回、議案書記載の所有者から、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づく所有権移転につきまして、1月15日に、あっせんの申し出がありました。しかし、不調に終わったため、八代市長に対し、同法第16条第2項の規定による申請者への通知をするよう、要請をするものです。

買い入れ協議制度における市長への買い入れ協議の要請は、地権者から農地を売りたいという申し出があった場合、認定農業者に農地を利用集積するため、一旦、熊本県農業公社が買い入れることを必要と認め、市長から、所有者と県農業公社で、買い入れについて協議してください、ということ在地権者へ通知していただくものです。

この買い入れ協議の通知は、買い入れ協議制度を適用する場合の、必須要件となっております。制度の対象となる農地は、農用地のみであり、受け手は、認定農業者が優先され、買い入れ協議が成立しますと、地権者は1,500万円の譲渡所得税の特別控除を受けられることとなります。

議案第62号の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただ今事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 　　質問がなければ、ただ今より採決いたします。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長	<p>挙手全員ということで可決されました。八代市長に買入れ協議の要請を致します。</p> <p>議案第63号農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第63号について、説明致します。</p> <p>農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、決議をしていただくものです。</p> <p>こちらに、議案書12ページの方に記載してありますけども、こちらを読み上げたいと思います。</p>
	<p>農業委員・農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、高い倫理観を持ち、法令を遵守し、公正にその職務を遂行することが必要不可欠である。よって、下記事項について、ここに申し合わせを決議する。</p> <p>令和2年1月30日提出。</p> <p>1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適正に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</p> <p>2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。</p> <p>この法令遵守の内容としましては以上です。御審議方よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたこの件につきまして、皆さんから質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>では、異議がなければ挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ということで、ここに決議しました。</p> <p>これからも八代市の農業委員・最適化推進委員として、高い倫理観と法令遵守の気持ちを持ち、公正に活動されますようお願いいたします。</p> <p>本日の予定の議案は全て終了しました。</p> <p>今月は、許可不要転用届、地目変更・農地改良届、農地法第18条第6項の規定による協議、合意解約、それと追加報告で本日配付してあります非農地証明、これらの届け出、通知がありましたので報告します。</p> <p>これをもちまして、1月の八代市農業委員会を閉会致します。皆様、お疲れさまでした。</p>

八代市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

令和2年1月30日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____